

福岡県公報

平成二十七年六月十九日
第三千七百三十三号
増刊 ①

福岡県訓令第九号

環境部
農林事務所

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

福岡県知事 小川 洋

訓令 (第八号一第九号)

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全

対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓

令 (生活安全課) ……………一

○福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程 (自然環境課) ……………一

訓令

福岡県訓令第八号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

福岡県知事 小川 洋

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策

議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表保健医療介護部の項中「医療指導課長」の下に「高齢者地域包括ケア推進課長」を加え、同表福祉労働部の項中「福祉総務課長、」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

(設置)

第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十

八号。以下「法」という。)第七十八条第一項の規定に基づき、県の鳥獣保護管理事

業の実施に関する事務を補助させるため鳥獣保護管理員(以下「保護管理員」という

)を置く。

(任命)

第二条 保護管理員は、次に掲げる者のうちから知事がこれを任命する。

一 鳥獣の保護及び管理又は狩猟について知識を有する者であつて鳥獣保護区又は休

猟の地区内に住所又は居所を有するもの

二 福岡県猟友会各支部会長又は日本野鳥の会福岡県内各支部長が推薦した者

三 その他知事が適当と認める者

2 保護管理員は、非常勤とする。

3 保護管理員の任期は、一年とする。ただし、再任することがある。

4 知事は、保護管理員のうち不適格と認めた者があるときは解任することがある。

(身分証明書)

第三条 知事は、保護管理員に対し、法第七十五条第五項の規定による身分証明書を交

付する。

2 保護管理員は、その職務を行うときは、前項の身分証明書を携帯し、関係者の請求

があつたときは、これを提示しなければならない。

(職務)

第四条 保護管理員は、環境部自然環境課長(以下「自然環境課長」という。)の指揮

監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- 一 鳥獣保護区、休猟区等の区域の管理に関すること。
- 二 鳥獣の保護に係る指導に関すること。
- 三 鳥獣保護思想の普及啓発に関すること。
- 四 鳥獣の保護に関する諸調査に関すること。
- 五 その他自然環境課長が特に指示した事項に関すること。

2 保護管理員は、所轄農林事務所長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- 一 狩猟の取締り及び指導に関すること。
- 二 鳥獣の管理（生態系に係る被害の防止の目的を除く。）に係る指導に関すること。
- 三 その他所轄農林事務所長が特に指示した事項に関すること。

（通報）

第五条 保護管理員は、職務執行中法の規定に違反する事実を発見したときは、直ちに、次に掲げる事項について警察官及び法第七十六条の司法警察員に通報しなければならない。

- 一 違反者の本籍、現住所、職業、氏名、生年月日、免状番号及び猟具
- 二 違反の日時及び場所
- 三 違反事実の内容

（巡視等）

第六条 保護管理員は、狩猟期間中は週二回、その他の期間中は月二回、管轄区域内を巡視しなければならない。ただし、自然環境課長が、所轄農林事務所長と協議し必要と認められた場合は、別途知事の指示する年間巡視回数範囲内で一箇月の巡視回数を増減することができる。

2 保護管理員は、職務執行中は、職務に専念するものとし、保護管理員が狩猟免許を受けた者である場合であっても狩猟をしてはならない。

3 保護管理員は、当月分の巡視報告書（別記様式）を、翌月の五日までに、自然環境課長に提出しなければならない。

4 自然環境課長は、提出された巡視報告書を、遅滞なく所轄農林事務所長に回付しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第七条 保護管理員は、その職の信用を傷つけ、又は保護管理員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第八条 保護管理員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 保護管理員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、知事の許可を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程の廃止）

2 福岡県鳥獣保護員の設置に関する規程（平成二十四年三月福岡県訓令第七号）は廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程第二条第一項の規定により任命されている鳥獣保護員は、第二条第一項の規定により任命された鳥獣保護管理員とみなす。

別記様式(第6条関係)

巡視報告書

(月分)

日(曜日)	巡視した区域又は箇所	業務内容	巡視の状況
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣の保護に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣の管理に係る指導	

その他連絡事項等

日(曜日)	内容
()	

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 1 巡視の状況の欄には、次のことを記入すること。
- 2 巡視した区域又は箇所の状況
- 3 第5条の規定により警察官及び法第76条の司法警察員に通報したことがあるときは、その詳細の説明
- その他参考となる事項

年 月 日
 ○○○市町村○○○○地区 鳥獣保護管理員氏名 ○○○○○○ 印

(日本工業規格A4)